

告 示

埼玉県告示第四百九十九号

令和八年六月二日付け埼玉県告示第四百十五号で告示した都市計画に関する次の公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定によりその開催を中止する。

令和八年七月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一	番号
戸田	都市計画 区域名
戸田市	市町村名
「都市再開発 の方針」	都市計画の 種類及び名称
令和八年七月 十七日午後三 時から	期日及び時間
戸田市役所五 階五〇一会議 室	場 所